別記様式第1(第114条関係)

ただし，大学院人間社会科学研究科長の許可を得て，上記の就業場所を離れて職務を行うことができるものとする。

(参考例)

契約書

広島大学長　○○○○(以下「A」という。)と○○○○(以下「B」という。)との間に，広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則(平成20年3月28日規則第67号)第3条第1項第4号の契約職員(法科大学院みなし専任教員)としての雇用契約を下記のとおり締結する。

記

1　雇用契約期間　○○年4月1日から○○年3月31日まで

2　職名　○○とする。

3　就業場所　大学院人間社会科学研究科実務法学専攻(広島市中区東千田町一丁目1番89号)

4　職務内容

(1)　授業(1単位当たりの所要時間数は，60分15回(リーガル・クリニックについては，60分30回)とする。なお，所要時間数を下回る場合は，補講を行うものとする。)

法曹倫理1　　　　　　　　　　　　　　 (前期)　　　　2単位

法曹倫理2　　　　　　　　　　　　　　 (後期)　　　　2単位

ローヤリング　　　　　　　　　　　　　(後期)　　　　2単位

民事法総合演習　　　　　　　　　　　　(後期)　　　　2単位

法システム概論　　　　　　　　　　　　(集中)　　　　2単位

リーガル・クリニック　　　　　　　　　(集中)　　　　1単位

計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　11単位

(2)　教授会及び委員会(実務基礎科目教員打合せ会議を含む。)等への出席

(3)　学生等への相談対応(修了年次生の進路相談を含む。)

5　就業時間　所定労働時間が割り振られた日(6に掲げる休日と重なった日を除く。)及びその就業時間は，原則として次に掲げるとおりとする。

(1)　毎週○曜日　10時から18時まで(休憩時間：12時から13時まで)

(2)　毎週○曜日　10時から18時まで(休憩時間：12時から13時まで)

(3)　毎週○曜日　10時から18時まで(休憩時間：12時から13時まで)

6　休日

(1)　土曜日及び日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に定める休日

(3)　12月29日から翌年の1月3日までの日(第1号及び第2号に規定する休日を除く。)

7　給与

(1)　給与の月額は，○○○,○○○円(法令の定めにより，給与から控除する額を含む。)とする。

(2)　雇用期間が月の途中において始まり，又は終わったときは，勤務の日数に応じて日割計算で給与を支給する。

8　兼業　業務に支障が生じる場合は，他の業務に従事し，又は自ら営利企業を営んではならない。

9　契約更新　Aは，業務上の必要性がある場合は，Bの同意を得て契約の更新を行うことができるものとする。

10　その他　本契約及び就業規則に定めのない事項について，これを定める必要がある場合は，双方において協議して定めるものとする。

上記契約を証するため，契約書2通を作成し，双方で各1通を所持する。

　　年　　月　　日

広島大学長

○　○　○　○

○　○　○　○